

## 第一章 総則

### (一)の法律の目的

**第一条** この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

△関係条文▽ 「宗教団体」法二、「信教の自由」憲二〇、「事業」法六、「法律上の能力」法一〇、類似規定法民

三三、解釈規定法八五

### △行実▽

(1) 宗教法人法は、日本国憲法に基づいて宗教団体の財産の保全に資することを主目的として制定されたものであり、その管理機関としての代表役員及び責任役員の制度は、宗教法人の自主的、民主的な管理運営のために設けられたものであつて、信教の自由や集会、結社の自由を侵すものではない。

(昭和三八・二・九 雑調二二) 一五二八ページ

(2) 「宗教法人法による宗教法人は、民法による社団法人又は財団法人のいずれでもなく、両者の要素を備えた特別の法人と考えられています。プロテスタントの立場からする宗教団体に対する考え方を日本の法制にあてはめ

別紙 3

境内建物の種類、名称の例示

【神道関係】

ほんでん

本殿

御神体を納めた中心的建物。宝殿、正殿、正宮、神殿などともいう。

はいでん

拜殿

通常本殿の前にある、信者が神を礼拝するための建物。

ついでん

幣殿

通常本殿と拜殿の間にあり、信者が神にお供物を奉るための建物。

のりとでん

祝詞殿

祝詞を奏上するための建物。申殿、祭文殿ともいう。

はらえどの

祓殿

信者が御幣、榊などを奉る前にお祓いを受けるための建物。祓所、祓戸等ともいう。

そらいしゅ

祖霊社

氏子の祖先の霊を祀る建物。霊殿、祖霊殿ともいう。

さいでん

齋殿

(齋館)

神事に先立って奉仕者が参籠し、精進潔斎するための建物。参籠所。

しんせんじょ

神饌所

神に奉る食物(神饌)を調整するための建物。御供殿、御炊殿、神饌殿、忌火屋などともいう。

しむじょ

社務所

神社の事務一般を取り扱う建物。

さとみや

里宮

本来山中など離れたところにいる神を、里から礼拝するための建物。

おくみや

奥宮

里宮(前宮)に対して、山中など離れたところにあるお宮。山宮ともいう。

ぜっしゅ

摂社

本社の管理下にある小規模社。若宮、末社、別宮、所管社などともいう。

上社、中社、

一つの神が複数の社で祀られていることがあり、位置によって上中下

下社

に分けられている場合がある。

祠宇

教派神道の教団において、神道の教義の宣布、儀式行事を行うことに用いられる建物。

だいきょうでん

大教殿

教派神道の教団において、教義の宣布等に用いられる建物。

【仏教関係】

ほんどう

本堂

本尊を安置する寺院の堂。金堂、仏殿、み御影堂、阿弥陀堂などともいう。

くり

庫裡

禅宗寺院では事務所兼厨房。一般寺院では、寺院の住職及びその家族の居住している建物。

こうどう

講堂

経を講じ、論議をするための堂。講法堂、法堂ともいう。

かいぜんどう

開山堂

一宗、一派、一寺を開いた祖師の像や位牌などをまつた堂。祖堂、祖師堂、御影堂、大師堂などと呼称される。

そうどう

僧堂

仏教、主に禅宗の修行僧が坐禅、食事、就寝するための堂。

しゅうりょう

衆寮

禅宗寺院で、衆僧の居住する寮舎。

こもりどう

籠堂

仏道修行者が、世俗生活を離れて一定期間籠もり、祈願、修行するための堂。参籠堂。

四 宗教法人と他の公益法人制度との比較

	宗 教 法 人 法	私 立 学 校 法	民 法	備 考
<p>1 法人の設立</p> <p>○ 所轄庁等</p>	<p>所轄庁により規則の認証を受け、設立の登記をすることにより成立 (法一二、一五)</p> <p>文部科学大臣又は知事 (法五)</p>	<p>所轄庁により寄附行為の認可を受け、設立の登記をすることにより成立 (法三〇、三三)</p> <p>文部科学大臣又は知事 (法四)</p>	<p>主務官庁の許可を受けることにより成立 (法三四)</p> <p>当該法人の事業を主管する中央行政官庁又は許可認可等臨時措置法、同令により委任された地方行政官庁 (文部科学省関係は、文部科学大臣、都道府県教委又は知事)(許可認可等臨時措置法、同令、同施行規則など) 主務官庁の自由裁量</p>	<p>(1) 宗教団体の設立については、戦前は、法人・非法人にかかわらず、許可ないし認可主義であり、一般に許認可を得ることは容易ではなかつたが、戦後は宗教団体が法人となる場合のみを対象とする準則主義となつた。これは、信教の自由を徹底的に保障する方向への政策転換に由来すると考えられる。</p> <p>(2) 宗教法人令では、宗教法人は、みずから規則を作成して登記をすれば成立し、その後、文部大臣又は地方長官へ規則等を届け出るものとされた。</p>
<p>○ 審 査</p> <p>(1) 所轄庁は、次の要件を備えていると認めるときは規則を認証する。 (法一四)</p>	<p>所轄庁は、 ① 資産について、設置する学校に必要な施設及び設備又はこ</p>			

[宗教九四]